

知床五湖利用調整地区の告示について

知床五湖利用調整地区に関する告示が次のとおり、官報に掲載されました。

1. 平成 22 年 10 月 12 日付けで、下記の 2 点が告示され、正式に知床が利用調整地区に指定された。

- ①知床国立公園の公園計画を変更する件（環境省告示第五十三号）
- ②知床国立公園の利用調整地区を指定する件（環境省告示第五十四号）

2. 平成 22 年 10 月 21 日付けで、下記の 6 点が告示され、知床利用調整地区における期間や利用者数、注意事項などが定められた。（【 】内は告示の要旨）

- ① 知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件（環境省告示第五十九号）
【5月10日から10月20日まで】
- ② 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（環境省告示第六十号）
【ヒグマ活動期は300人植生保護期は3000人、ヒグマ活動期は1チーム11人最大8チーム、植生保護期は1時間あたり300人】
- ③ 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が利用調整地区ごとに定める期間を定める件（環境省告示第六十一号）
【立入認定の有効期間は1日】
- ④ 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（環境省告示第六十二号）
【食品の持ち込み禁止、喫煙・調理・食事の禁止、歩道以外への立入禁止、引率者の指示に従うなど】
- ⑤ 知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件（環境省告示第六十三号）
【ヒグマ活動期の代表者申請は五湖引率者に限る】
- ⑥ 知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（環境省告示第六十四号）
【ヒグマ活動期は500円(12歳未満250円)、植生保護期250円(同100円)、再交付手数料250円】